

関係各位

名寄市消費生活センター
所長 小林 健

「株式会社DMM.comをかたる事業者」に関する注意喚起！

— 消費者庁 —

株式会社DMM.comをかたりSMS（注1）を利用して有料動画サイトの未払料金名目で大手通販サイトのギフトカードを購入し金銭を支払わせる手口にご注意ください。

（注1）SMSとは：携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス

事例

携帯電話に、発信者名が「DMM」と表示される「有料動画の閲覧履歴があり、登録解除をその日のうちに株式会社DMM.comをかたる事業者（以下、**A社**という。）に連絡しないと身辺調査及び強制執行の法的措置に移行する。」と身に覚えのないSMSが送信されてきた。不安を感じた相談者がメールに書かれた番号に連絡すると、**A社**は、有料動画の閲覧履歴があると欺き、相談者に対して有料動画サイトの未払料金等を要求し、大手通販サイトのギフトカードをコンビニで購入し、ギフトカードのカード番号等を**A社**に伝えるように指定された。相談者は、コンビニに行き、ギフトカードを購入し裏面に記載されているカード番号を伝えてしまった。



消費者へのアドバイス

- ◆事業者が消費者に「ギフトカードを購入して、カード番号等を教えてほしい。」と依頼するのは詐欺の手口です。
- ◆発信者が「DMM」と表示されるSMSで「有料動画サイトの閲覧履歴があり・・・至急ご連絡ください。」などと送られてきても電話を掛けてはいけません。また、ギフトカードを購入したり、カード番号等を教えたりすることは絶対にしないでください。
- ◆身に覚えのない有料サイトの料金請求には応じないようにしましょう。
- ◆このような勧誘電話に関して不審な点があった場合は、名寄市消費生活センター（消費者ホットライン電話番号188）や警察署（電話番号#9110）に相談しましょう。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日